給与審査申立書

令和　　年　　月　　日

人　事　院　総　裁　　殿

審査申立人（又は代理人）氏名

一般職の職員の給与に関する法律第２１条により、次のように給与の決定に関する審査を申立てます。

○審査申立人

(ふりがな)

氏名　　　　　　　　　　　　生年月日

住所　〒　　　　－

電話番号

勤務官署・官職

適用俸給表及び級号俸

○代理人

(ふりがな)

氏名

住所　〒　　　　－

電話番号

１　審査の申立てに係る給与の決定

２　上記１の給与の決定を行った者の職名及び氏名

３　審査の申立ての趣旨

４　審査の申立ての理由

５　人事院規則１３―４（給与の決定に関する審査の申立て）（以下「規則１３―４」という。）第１０条第２項による口頭での意見の陳述の意向について

　□　口頭での意見陳述を希望する

　　→　口頭での意見陳述を希望する主な内容を記入してください。

（別紙を添付しても差し支えありません。）

　　※　口頭での意見の陳述を希望した場合でも、人事院が、その必要がないと認めるときは、口頭での意見の陳述の機会は与えられない場合があります（規則１３―４第１０条第２項ただし書）。

□　口頭での意見陳述を希望しない

※　口頭での意見の陳述を希望しない場合でも、規則１３―４第１０条第１項に基づき、人事院が必要と認めるときは、口頭での意見の陳述を求められることがあります。

６　添付資料の有無　　□有　　□無

（有の場合は、その標題を記入してください。）